

山形県が全国初の条例 公共調達で第三者機関

山形県は、公共工事など公共調達制度に関する重要事項を調査・審議するための第三者機関となる公共調達評議委員会設置を可能にする「県公共調達基本条例」を6月議会で可決した。18日にも施行し、10月に委員会を設置する。こうした条例が成立したのは県レベルでは初めて。入札契約制度に対する県民からの信頼の回復と確保、発注工事の品質と価格の適正化を促すのが大きな目的になっている。

Ⅱ 関連6面

公共調達基本条例を可決

山形県
全国初 10月にも評議委設置

山形県議会は、公共調達制度に関する重要事項を調査審議するための第三者機関「公共調達評議委員会」の設置などを盛り込んだ「県公共調達基本条例」を6月定例議会で可決した。これを受けて県は、18日付で同条例の施行を予定。早ければ10月にも同委員会を設置する。県レベルで公共調達全般にわたる条例の制定は、全国初という。

Ⅱ 1面参照

同条例は、入札契約制度に対する県民の信頼を確保するとともに、県発注工事などの品質および価格の適正化を図るために制定した。

基本理念には、談合などの不正行為の排除徹底、経済活動の基盤となる社会資本を整備する、公正な競争の促進、透明性の確保などを挙げている。また、公共調達のうち、健全な建設企業などの

育成は、県民経済を発展させる上で重要としている。

このため、建設工事などの入札契約制度は技術のほか、法令順守状況や環境保全対策、従事者の安全衛生および福利厚生に対する取り組み、社会貢献活動などを適切に評価し、入札契約の過程で反映するべきとしてい

る。さらに、基本理念に基づき、入札参加者の資格の見直しや、制度改善に関する重要事項を調査審議する公共調達評議委員会の新設を盛り込んだ。

委員会メンバーは、学識経験者ら8人以内で組織。強い権限を持たせるため、委員の人事は議会同意事項とし、知事が任命する。委員は、知事からの諮問の有無にかかわらず、自発的に制度改善に取り組む。早ければ9月定例議会に人選案を提出し、同意が得られれば10月にも設置したい考えだ。